

平成24年度第2回大阪市都市計画審議会会議録

○日 時 平成24年12月27日(木) 午前9時30分開会

○場 所 大阪市役所本庁舎 7階 市会第6委員会室

○議 題 議第173号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」
議第174号「大阪都市計画用途地域の変更について」
議第175号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」
議第176号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」
議第177号「大阪都市計画地区計画の変更について」
議第178号「大阪都市計画臨港地区の変更について」

○出席委員 20名(欠は欠席者)

会 長	角 野 幸 博	委 員	尾 上 康 雄
会長職務代理者	橋 爪 紳 也		寺 戸 月 美
委 員	欠 飯 田 克 弘		青 江 達 夫
	欠 石 田 佐 恵 子		村 上 満 由
	梅 宮 典 子	欠	山 下 昌 彦
欠	大久保 規 子		木 下 一 馬
欠	加 賀 有 津 子		河 崎 大 樹
	嘉 名 光 市		改 発 康 秀
	上 甫 木 昭 春		辻 淳 子
欠	正 司 健 一		島 田 ま り
欠	塚 口 博 司		前 田 修 身
	長 尾 謙 吉		足 高 將 司
欠	中 川 大		床 田 正 勝
	長 町 志 穂		福 田 賢 治
	花 川 典 子		

○臨時委員 2名 上 田 裕 照(議第173号)

開会 午前9時31分

○幹事（寺本） お待たせをいたしました。

それでは、委員の皆様おそろいでございますので、ただ今より平成24年度第2回大阪
市都市計画審議会を開催させていただきます。

委員の皆様方には、年末の大変お忙しいところをお集まりいただきまして、まことに
ありがとうございます。

私、本審議会の幹事を務めさせていただいております大阪市計画調整局都市計画課長
の寺本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、傍聴の皆様と報道関係の方々に申しあげます。携帯電話は電源をお切りいた
だきますか、マナーモードに設定をいただきまして、審議の妨げにならないようご協力
のほどよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、お手元の資料のご確認をさせていただきます。

お手元に置かせていただいております上から順番に「会議次第」「委員名簿」。次に
本日ご審議いただきます予定の議案書が3冊ございます。まず1冊目が議第173号「大
阪都市計画生産緑地地区の変更について」、次に2冊目といたしまして、議第174号
「大阪都市計画都市用途地域の変更について」、議第175号「大阪都市計画特別用途地
区の変更について」、議第176号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更につ
いて」、以上の3案件を関連案件といたしまして1冊にまとめさせていただいております
議案書がございます。3冊目といたしまして、議第177号「大阪都市計画地区計画の変
更について」、議第178号「大阪都市計画臨港地区の変更について」の2案件を関連案
件といたしまして1冊の議案書にまとめさせていただいたものでございます。

また、本日は2件のご報告がございますので、資料をご用意させていただいておりま
す。1つは、専門部会での検討状況に係りますご報告といたしまして、資料1-1「大
阪市都市計画審議会専門部会 御堂筋の活性化に関する検討調査 中間とりまとめ」概
要版、それと資料1-2「大阪市都市計画審議会専門部会 御堂筋の活性化に関する検
討調査 中間とりまとめ」の本編でございます。以上、資料1-1、1-2の2冊と、

もう一つは、大阪府都市計画審議会におきます大阪市関連議案の報告といたしまして資料2「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」、それと資料3「東部大阪都市計画道路の変更について」の2件についての資料が1部ずつございます。本日の資料は以上の9点でございます。お手元でございますでしょうか。ご確認のほどよろしくお願いいたします。よろしいでございますでしょうか。

次に、本年の委員のご異動後、初めてご出席いただきました委員の方をご紹介します。

お手元の委員名簿をご覧くださいと思います。

まず、学識経験者の方でございます。大阪市立大学大学院経済学研究科教授の長尾委員でございます。

続きまして、大阪市会議員の方をご紹介します。大阪市会議員、村上委員でございます。

同じく大阪市会議員、福田委員でございます。

また、本日は臨時委員といたしまして、議第173号に関しまして大阪市農業委員会会長の上田裕照様に、また議第178号に関しまして大阪府都市整備部総合計画課長の川上隆様にご出席をいただいております。

上田会長でございます。

川上課長でございます。

ありがとうございます。

それでは、これよりご審議をお願いいたしますが、本日の審議会につきましては、議第173号につきましては、臨時委員を含めまして30人中23名の委員の方々が、議第178号につきましては臨時委員を含めまして30人中23名の委員の方々が、そのほかの議案につきましては29名中22名の委員の方々がそれぞれご出席されておりますので、大阪市都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づき、本審議会が有効に成立していることをご報告させていただきます。

それでは、角野会長、よろしくお願いいたします。

○角野会長 おはようございます。では、よろしくお願いいたします。

議事に入ります前に、本日の会議録の署名につきまして、審議会運営規程第8条の規定により、嘉名委員と寺戸委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、今日の会議も円滑に進行しますよう、皆様のご協力をお願いいたします。

先ほど幹事から報告がございましたように、本日の議案といたしましては、大阪市長から付議のありました議第173号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」、議第174号「大阪都市計画都市用途地域の変更について」、議第175号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」、議第176号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、議第177号「大阪都市計画地区計画の変更について」、議第178号「大阪都市計画臨港地区の変更について」でございます。

それでは、まず議第173号につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（高橋） 計画調整局計画部長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議第173号「大阪都市計画生産緑地地区の変更について」ご説明申し上げます。

お手元の資料のうち、表紙に議第173号と記載いたしております議案書に基づきまして、前のスクリーンでご説明いたします。

まず、生産緑地地区でございますけれども、これは市街化区域内のすぐれた環境機能及び多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全するものでございます。

平成4年度、これは当初決定時には市内の農地約196ヘクタールございましたけれども、そのうちの生産緑地といたしまして96ヘクタールを指定いたしております。その後、農業従事者の死亡や病気などの故障によりまして営農の継続が困難となった場合などに廃止手続を行いまして、23年度におきましては市内農地の約106ヘクタールのうち生産緑地は約84ヘクタールになっております。こうして市内農地が大きく減少する中、生産緑地地区に指定することで良好な都市環境の形成に寄与していると考えております。

今回は、議案書の3ページの計画書の一覧表に記載いたしておりますように、合計24地区につきまして地区の追加と区域が増減となる区域変更及び区域の廃止を行うものでございます。

今回の変更に係る地区の位置や具体の区域につきましては、こちらの議案書の5ページの「位置図」及び7ページから33ページの「説明図」にお示ししております。

まず、地区の「追加」につきましては1地区で、面積が約0.08ヘクタールの増となっております。「説明図」のように赤色の区域となりますが、本地区につきましては、緑色の破線の緑四丁目1号の区域におきまして黄色の区域が廃止されることによりまして2つの地区に分かれるため、新たに緑四丁目2号として追加しようとするものでござい

ます。

「区域変更」の「増となるもの」につきましては1地区でございまして、こちら「説明図」のように平野区長吉瓜破工区77号におきまして赤色の区域を追加するもので、面積は約0.03ヘクタールの増となっております。

また、「区域変更」の「減となるもの」が10地区ございまして、「説明図」のように黄色の区域を地区から削除しようとするもので、こちらの東淀川区の大桐一丁目2号など10地区で、面積は約0.79ヘクタールの減となっております。

地区の「廃止」につきましては、12地区ございます。「説明図」のように黄色の区域の地区を廃止しようとするものでございまして、こちらの東淀川区の大隅一丁目1号など12地区で、面積は約1.12ヘクタールの減となります。

こうした変更の結果といたしまして、議案書4ページにまとめておりますように、大阪市の生産緑地地区は、「追加」となる1地区約0.08ヘクタール、「区域変更」の11地区約0.76ヘクタール、それから今回変更のない546地区の80.51ヘクタールを合わせまして、合計558地区約82.23ヘクタールとなっております。

今回、案の縦覧につきまして、平成24年10月26日から11月9日にかけて行いましたが、意見書の提出はございませんでした。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長 ただ今、幹事より説明のありました議第173号議案につきまして、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

はい、お願いします。

○尾上委員 尾上といいます。

今お聞きしまして、1つ聞きたいのは、12地区の廃止のまず主な理由ですね。それは何ですかということと、それと、年々減少していくんですけど、生産緑地地区についての都市計画の観点から見て、こういう事態をどのように見ているのかということをお聞きします。

○角野会長 では、ただ今、2点質問があったと思います。幹事に説明を求めます。

○幹事（寺本） 幹事の寺本でございます。お答えいたします。

委員からご質問のありました廃止の理由でございますが、主な理由といたしましては、営農従事者の死亡あるいは病気等による故障ということで廃止という手続がなされているものでございます。

それから、都市計画上の位置づけでございますが、先ほど説明にもありましたように、生産緑地につきましては市街化区域内のすぐれた環境機能や多目的保留地機能を有する農地を計画的に保全するという事で、良好な都市環境を形成するというために指定するものでございまして、減少していくところではございますけれども、生産緑地以外の農地の減少幅に比べますと、減少幅が非常に小さくなっているという状況でございまして、農地の保全には一定貢献していると考えております。

○角野会長 はい、どうぞ。

○尾上委員 農業従事者の死亡とか病気とか、そういう理由で、ほとんどの場合、廃止、変更等々の手続を経られて、仕方がないのかなと思うんですけども、大阪市というところはやっぱり緑も少ないし、この前も東京に行ってきましたけど、東京って、首都ですけれども、緑の比率が高いと。そういう意味でいくと、そういう生産緑地というのを仕方がないという形で、我々も、僕も何回かこの委員会で、それはしゃあないということになるんですけど、そういう意味で都市計画というのはやっぱり、大阪市で言うと、全部市街化なんで、方法としては全部宅地化していくということになるんですけども、それを生産緑地というそういう形に指定して、そういう形で住みやすい環境を保全しようという観点も多分あると思うんですけども、その点でちょっと、生産緑地法というのが改定されましたよね。それ以後の経過とか含めて、その辺ちょっと説明してもらえませんか。

○角野会長 幹事、引き続き説明お願いできますか。

○説明者（西岡） 経済局都市農政センター所長の西岡でございます。

生産緑地法の改正の経過等についてご説明をいたします。

生産緑地法は市街化区域内の農地について定めた法律でございまして、昭和49年6月に公布され、その後、平成3年4月に法改正が行われてございます。

法改正当時の時代背景としましては、バブル期の地価高騰により大都市地域における住宅宅地供給が逼迫した状況にありまして、積極的な宅地化の促進が求められる一方で、良好な生活環境を確保する上で、著しく減少が進む都市部農地の計画的な保全の必要性が高まっている状況がございました。そのような中で宅地化する農地と保全する農地を区分し、バランスをとりつつ、良好な都市環境の形成を図る現在の制度に改正となったところでございます。

その法改正の主なポイントとしましては、4点ほどございます。

まず、1点目としましては、農地の持つ緑地機能が積極的に評価されたことでございます。法の中で農地の適正な保全による良好な都市環境の形成について、国及び地方公共団体の責務が明確にされたところでございます。

2点目につきましては、生産緑地地区で2種類に区別されていた区域の統合と指定要件の緩和がされたことで、それぞれの指定要件が1ヘクタール以上あるいは0.2ヘクタール以上となっていたものが、一律0.05ヘクタール、すなわち500平米以上に緩和されたものでございます。

3点目としましては、生産緑地に係る権利制限の見直しがされたことで、建築等の制限について新たに市民農園に係る施設等の設置が可能になったこと、買い取り申し出が改正で指定から30年経過後となったことが上げられます。

4点目としまして、市町村長の援助と農業委員会の協力を求めることができるとされたことでございまして、農地所有者等に30年以上の営農の責務が課せられたことを受けまして、生産緑地の管理のための助言やあっせん等の行政側の援助について新たに定められたものでございます。

生産緑地法の改正以降、このような状況を受けまして、生産緑地の保全に資する施策を継続してまいったところでございます。

説明については以上でございます。

○角野会長 尾上委員、どうぞ。

○尾上委員 今の説明でも、保全のために大阪市の中でもそういう生産緑地をやっばり残していかなあかんということになるんですけども、ところが、実態は、後継者がいないとか死亡等々で減少の報告がずっとされて、この審議会で言うと、僕もそれに賛成するとか、それはそれ以上できませんわね。そやけど、もっと積極的に生産緑地、また広い意味でいくと、農業政策というかね。特に大阪で言うと、この間で言うたら、なにわの野菜とか、そういうことも取り組んだりしてるわけで、審議会なんですけども、審議しようがないとか、どっちかと言うたら、しょうないというような感じのことにちょっと憤りを覚えるんで、できれば、これをほんまに残さなあかんというんであれば、前向きな、そういう、農地が減っていく、生産緑地が減っていくことに対して一定のやっばり方向性なりね。都市計画の審議会なんで、そういう面からこれをどう見るのかというのももっと深める必要があるんじゃないかなというふうに思ってたので、そういう意見を言わせてもらいました。

以上です。

○角野会長 はい、ありがとうございます。ご意見として承っておくということによろしゅうございますか。はい。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 それでは、ただ今の議案、第173号につきましてご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 それでは、原案どおり可決いたします。

では、上田委員、どうもありがとうございました。

続きまして、議第174号から議第178号の議案につきましては、相互に関連いたしておりますので、その内容について幹事から一括して説明をお願いします。

○幹事(高橋) それでは、議第174号から178号につきましては、本市の臨海部におけます開発に関連した都市計画の変更についてでございますので、まず議案の説明に先立ちまして臨海部におけますまちづくりの方針についてご説明させていただきます。

前のスクリーンをご覧ください。

市域の西側に位置します此花区の夢洲、舞洲、それから住之江区の咲洲、これは大阪港の一角を占める臨海部エリアでございます。

大阪港は、これは臨海部の活性化に向けまして、港湾の国際競争力を強化するため、神戸港とともに阪神港として平成22年に国際コンテナ戦略港湾として選定されております。また、平成23年には、こちらの赤色で囲んでおります地区が関西イノベーション国際戦略総合特区に指定されております。

臨海部全体のまちづくりの方向性でございますけれども、国際コンテナ戦略港湾事業や臨海部のスマートコミュニティ事業を推進するため、規制の特例措置や税制等の支援措置を総合的に実施する特区制度を活用いたしまして、新エネルギー産業等の集積、物流機能の充実及びMICE機能の拡充を主軸にした民間ニーズへの対応を図ることとしております。

次に、各地区のまちづくりの方針についてご説明いたします。

まず、夢洲地区でございますけれども、本地区の全体区域面積は約390ヘクタールでございます。埋め立て造成が完了しております先行開発地区約140ヘクタールのうち東

側に位置する区域約0ヘクタールにつきましては、既に夢洲コンテナターミナルやその他関連施設などの集積が図られております。

この西側の区域約50ヘクタールにつきましては、平成25年春に道路などの基盤整備が完成予定でございます、本地区では新エネルギー産業等の集積や国際物流機能の強化を図っていきたいと考えております。また、将来の開発地区の約250ヘクタールのうち西側の埋め立て造成区域につきましては、暫定的にメガソーラーの建設予定地として活用し、その他の区域につきましては将来活用用地として現在、埋め立て事業を推進してございます。

今後、国内コンテナ貨物の集荷機能の強化など物流関連企業等の立地促進を図るとともに、メガソーラーを活かした電力ネットワークの形成や環境・新エネルギー関連産業等の立地促進を図るなど、国際競争力の強化に資する産業・物流拠点の形成を推進することとしております。

次に、舞洲地区におきましては、平成10年に舞洲地区地区計画を決定いたしまして、ウォーターフロントの特質を活かした計画的な市街地整備を進めております。本地区の東側では、物流倉庫やごみ焼却場、スラッジセンターなどの処理施設などの立地が進んでおります。また、西側区域ではスポーツ・レクリエーションとしてまちづくりを進めておりまして、舞洲アリーナ、研修施設、多目的運動広場やベースボールスタジアムなど、スポーツ施設が立地しております。本地区におきましては、夢洲地区の産業・物流拠点の形成にあわせまして、先端産業の生産拠点や多様化、高度化した物流ニーズに対応いたしました先端技術開発、国際交易機能及び都市の再生に資する機能の集積を推進してまいります。

最後に、咲洲コスモスクエア地区についてでございますけれども、本地区は平成元年に咲洲コスモスクエア地区地区計画を決定しておりまして、国際交易関連施設をはじめホテルや情報関連企業など、多様な施設の集積が進んでおります。引き続き快適で魅力ある都市環境を整備するとともに、環境・エネルギー関連の研究開発施設等の立地誘導や実証事業の実施及び防災まちづくりに資する複合的なまちづくりを推進してまいります。

以上が臨海部におけますまちづくりの方針についてでございます。

引き続きまして、この方針の実現に向けまして、今回の都市計画の内容についてご説明させていただきます。

それでは、まず夢洲地区についてでございますけれども、議第174号「大阪都市計画用途地域の変更について」、議第175号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」及び議第176号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更について」、以上3案件につきましては、相互に関連しますので、一括してご説明申し上げます。

議案書は、お手元の資料のうち、表紙に議第174号、175号及び176号と記載しております冊子でございます。

説明につきましては、前のスクリーンでご説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。

本案件の計画地でございます夢洲地区は、先ほどご説明させていただきましたまちづくりの方針に基づきまして、国際競争力の強化に資する高度化、多様化した産業・物流拠点の形成を図るため、用途地域、容積率並びに防火地域、準防火地域の変更を行い、あわせて特別用途地区の変更を行うものでございます。

それでは、まず議第174号「大阪都市計画用途地域の変更について」ご説明させていただきます。

今回、用途地域を変更しようとしております地区は、赤色で囲んでいる部分でございます。

変更の内容といたしましては、用途地域を準工業地域から工業地域に変更するとともに、容積率を200%から300%に変更いたします。これによりまして、機能の高度化が図られた工場、物流施設の誘致が可能になると考えております。

これによりまして、工業地域が市内全体で約47.6ヘクタール増加いたしまして、準工業地域が約47.6ヘクタール減少しておりまして、本市の用途地域は、議案書5ページにございます「計画書」のとおりとなっております。

次に、少し順番が前後いたしますが、議第176号「大阪都市計画防火地域及び準防火地域の変更」につきましては、ただ今ご説明いたしました用途地域の変更との関連性が強いことから、先にご説明させていただきます。

用途地域の工業地域への変更に伴いまして、赤色で囲んでおります地区につきまして準防火地域を解除いたしまして、危険物や防災に対して個々の建築物ごとに一定の防火性能を適切に確保する地域に変更するものでございます。

これによりまして、準防火地域は約47.6ヘクタール減少いたしまして、本市の全体の防火地域は議案書21ページにございます「計画書」のとおりとなっております。

最後に、議第175号「大阪都市計画特別用途地区の変更について」ご説明させていただきます。

特別用途地区は、地区の特性にふさわしい土地利用の増進または環境の保護等の特別の目的の実現を図るために、用途地域の指定を補完して定める地区でございまして、建築物の用途に係る規制または緩和を行うものでございます。

用途地域の変更に伴い、工業地域に変更することとなります本地区におきまして、工業地域で立地が可能な建築物の用途のうち、混在いたしますと、工業機能の適切な誘導及び操業環境の維持保全に影響が生じるおそれが高い住宅や大規模な商業施設などの立地を制限するため、特別用途地区に「工業保全地区（夢洲地区）」を今回追加いたします。

なお、夢洲地区を追加することに伴いまして、平成22年4月に特別用途地区として指定いたしました「工業保全地区」を名称変更し、土地の区域に係る名称として変更してございます。

なお、用途地域の変更、特別用途地区の変更、防火地域及び準防火地域の変更の案の縦覧につきましては、10月26日から11月9日にかけて行いましたが、意見書は提出されてございません。

次に、舞洲地区についてご説明させていただきます。

議第177号「大阪都市計画地区計画の変更について」及び議第178号「大阪都市計画臨港地区の変更について」、以上2案件につきましては、相互に関連することから、一括してご説明させていただきます。

議案書は、お手元の資料のうち、表紙に議第177号及び議第178号と記載しております冊子でございます。

説明につきましては前のスクリーンで行いますので、ご覧ください。

本案件の計画地でございます舞洲地区は、先ほどご説明させていただきましたまちづくりの方針に基づきまして、地区計画の変更及び臨港地区の変更を行うものでございます。

それでは、まず議第177号「大阪都市計画地区計画の変更について」ご説明させていただきます。

今回の主な変更点についてでございますが、まずは地区の区分についてご説明させていただきます。

本地区計画の区域は、赤色の線で囲んでいる部分でございます。

今回、地区西側のスポーツ・レクリエーション機能の導入を図る地区としておりますC地区の一部約6ヘクタールを新たにF地区として区分し、多様化、高度化した物流ニーズに対応した国際交易機能や先端技術開発機能等の集積を図ることとしております。

また、本地区は、舞洲アリーナなどのスポーツ施設に隣接しているため、地区の周囲には緩衝帯となる緑地等を適切に配置し、修景に配慮した緑豊かなまちなみの形成を図ることとしております。

次に、建築物等に関する事項についてご説明いたします。

まず、建築物の用途の制限についてでございますけれども、F地区を中心にいたしまして、A地区、D-2地区におきまして、近年の多様化した物流需要のニーズに応え、物流機能の強化が図られるよう、これまで制限しておりました建築物の用途の制限を緩和いたします。

また、同じく、F地区におきましては、敷地の細分化を防止し、まとまった規模の開発を誘導するため、建築物の敷地面積の最低限度を2,000平方メートルとしております。さらに、市街地環境に配慮し、適正に建築物を配置させるため、建築物の壁面の位置の制限を定めることとしておりまして、地区北側及び東側につきましては引き続き道路境界線より5メートル以上後退することとし、特にスポーツ施設と隣接します地区西側及び南側につきましては、施設の来場者に対する安全で快適な歩行環境の確保に加え、修景配慮の観点から、西側につきましては道路境界線より20メートル、南側につきましては道路境界より10メートル以上後退することとし、緩衝帯となる緑地等を適切に配置してまいります。

続きまして、議第178号「大阪都市計画臨港地区の変更について」ご説明させていただきます。

今回、臨港地区を変更しようとしております地区は、赤色で囲んでおります部分でございます。

本地区は、ただ今ご説明いたしました舞洲地区地区計画における計画的なまちづくりにあわせまして、国際交易機能や先端技術開発機能等の集積を図ってまいりますので、臨港地区の指定を解除するものでございます。

これによりまして臨港地区は市内全体で約7.8ヘクタール減少いたしまして、本市全体の臨港地区は議案書19ページにございます「計画書」のとおりとなっております。

なお、地区計画の変更及び臨港地区の変更の案の縦覧につきましては、10月26日から11月9日にかけて行いましたが、意見書は提出させておりません。

説明は以上でございます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

○角野会長 それでは、議第174号から議第178号議案につきまして、ご意見、ご質問をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○尾上委員 今の中で177号の分で、変更の理由というところで、「ウォーターフロントの特質を活かした先端技術開発、国際交易機能及び都市の再生に資する機能の集積を図るとともに、地区特性に応じた建築物等の誘導を行うことにより、健全で良好な市街地環境の創出を図るため、本案のとおり地区計画を変更しようとするものである」と、こういう変更理由がありまして、それで、これの5ページの地区計画の目標というところでは、そういうことがあるんですけども、「増大、多様化する市民のスポーツ・レクリエーション需要にも対応したまちづくりを進める地区である。そこで、ウォーターフロントの特質を活かした計画的なまちづくりをめざし」で、こういうふうに言っておるんですけども、ウォーターフロントの特色というのは、これは一体どういうことでしょうか。そこだけ説明をお願いします。

○角野会長 ただ今の質問について、幹事、説明をお願いします。

○幹事（寺本） お答えさせていただきます。

今ご指摘のありましたウォーターフロントの特質という点につきましては、ご承知のように、大阪湾に面します臨海部に埋め立てされた人工の造成地でございます。当然、海に近いということがまず挙げられるかと思えます。当然、水、緑を活かしたまちづくりというのが大阪市の基本方針でございますので、それに沿った特質ということと、あわせまして、先ほどご説明させていただきました国際コンテナ戦略港湾というものにも位置づけをさせていただいておりますので、やはり港湾機能に近いということが特質として挙げられるものと考えてございます。

○角野会長 はい、尾上委員。

○尾上委員 それで、ウォーターフロントというやつは、かなり世界的にも行われて、日本でも当然行われて、大阪市でも十分取り組んできましたけれども、結果的にはWTCがああいう状況になって、今、府の咲洲庁舎になって、評価としてどうかというのはあるんですけども、やっぱり府、ウォーターフロントの特性というやつについてもっとね。

ということかというたら、1つは沿岸地域の特性とかという形で言えば、地形的な問題とか生態的なそういう問題とか、利用の問題、技術の問題と、制度は特区制度、こういう形で考えられたと思うんですけども、やっぱり1980年代以後のこの間やってきたそういう事業というのがバブル経済が崩壊して頓挫したというか、そういう経験もありますんで、そういう意味でいくと、そのときにやったウォーターフロントの特質と今回提案している特質というのは、これはどこがどう違うのかというのをちょっとお聞きしたいんです。

○角野会長 幹事、説明をお願いします。

○幹事（寺本） 幹事の寺本でございます。

過去の臨海部のまちづくりとの違いというご指摘でございますけども、冒頭、まちづくりの方針を前段にご説明をさせていただいたところでございますけども、やはり今回のまちづくりの違いというところにつきましては、新エネルギー産業の集積あるいは物流機能の充実といったところで、国際コンテナ港湾事業とか臨海部のスマートコミュニティ事業を進めていくということに先立ちまして、関西イノベーション国際戦略総合特区という制度の指定を受けているというのが大きいものということで考えております。既成の特例措置あるいは税制等の支援措置を総合的に活用しながら、その下の方向性にも示しておりますものを実現するために、民間活力を活かして取り組んでいくということが大きな違いであろうと考えてございます。

○角野会長 はい、尾上委員。

○尾上委員 今の説明ではちょっと不十分やと思うんですけども、やっぱり行なってきたそういう過去の失敗の教訓、進めるときには、こうやったらこうなりますよという絵を描いてやるんですけども、実際には企業も人も集まらなかったというのはあるわけですよ。その上に立って、やっぱり今回も国際港湾という形で言うんですけども、これについても果たして本当に、中国や韓国や外国との関係で見て、そういう貨物がこれ以上にたくさん来るのかという疑問もあるわけですね。

だから、もっと、そういう意味でいくと、考える必要があるのかなというのと、それと、もともとスポーツエリアといいますか、そのすぐ横にそういうものをまたつくるといふことに対しても、道路幅をもっと広げて、そこに壁面、環境を保全すると言うんですけども、それで言うと、もう一つ、またこれも計画的ではないなと思うんですよ。もともとそういうことで進めてきてるのに、そこに新たにそういうことをすることによっ

て、そういう、いつも言いにくいけども、やっぱり計画的でないというふうに思うんですね。だから、そういう点からすると、ウォーターフロント的なその考え方ということに対して、もうちょっと、これは過去のことも含めて、今後の展望をどういうふうに導き出すのかという点では、やっぱり見る必要があるんじゃないかなと思っております。

それで、今回の、全体的には進める方向が、ここの舞洲の新たに分区をして、そういう規制をするというところについて言うと、ちょっと賛成しかねるというか、そこをなぜスポーツエリアのところそういう形で持っていくのかというのがやっぱり、これはちょっと、私としてはそういう気持ちがあります。もっとやっぱり、そこにせっかく集まってきているところがあるんで、そういう形で、環境的に果たしてどうなのかというのもあるんで、そういうことで、全体としてウォーターフロントということ、これは今回の、ここの分野で言うと、そういう特性を活かして新しいまちづくりをすると言うんですけれども、そういう意味でいくと、これはちょっと理解がしにくいということを言いまして、一応これで終わっておきます。

○角野会長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 そうしましたら、今ご意見ありましたので、この議案につきましては採決で進めたいと思います。

まず、議第174号から議第176号議案を一括で採決し、次に議第175議案、最後に議第178号議案を臨時委員を含めまして採決してまいります。

まず、議第174号から議第176号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○角野会長 ありがとうございます。挙手多数でございますので、議第174号から議第178号議案は原案どおり可決されました。

それから、続きまして議第177号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○角野会長 ありがとうございます。挙手多数でございます。議第177号議案は原案どおり可決されました。

最後に、議第178号議案に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○角野会長 ありがとうございます。議第178号議案も原案どおり可決されました。

以上でございます。

川上委員、どうもありがとうございました。

これをもちまして、本日の審議は終了いたしました。

本日決議いただきました案件につきましては、直ちに必要な手続を行わせてます。

引き続きまして、報告案件を受けてまいります。

まずは、「大阪市都市計画審議会専門部会 御堂筋の活性化に関する検討調査 中間とりまとめ」について、幹事より報告を受けてまいりたいと思います。よろしく願います。

○幹事（寺本） それでは、私のほうから報告をさせていただきます。

前回、10月10日の都市計画審議会におきましてご承認いただきました「御堂筋の活性化に関する検討調査」におけますこの間の専門部会での検討状況につきまして、事務局よりご説明申し上げます。

前のスクリーンをご覧ください。

今回の調査検討の目的についてでございますが、都市の国際競争が激しくなる中、グローバル化や少子高齢化の進展等、都市を取り巻く環境変化に応じた都心の再構築が不可欠となってきました。特に大阪の顔であります、まちづくりの骨格である御堂筋エリアが、ほかの地域の開発の進捗によりまして、その相対的な地位の低下が懸念されており、エリアの再構築に向けた早急な検討が必要となってきました。

このような背景を受けまして、本調査では御堂筋エリアに関しまして今後求められる役割や再構築の方向といった御堂筋エリアのビジョンを明らかにするとともに、それにに向けた誘導方策について検討を行っていただいているところでございます。

今回、御堂筋のエリアのビジョンといたしましては、「グランドデザイン・大阪」で示されております大阪の将来像を踏まえまして、「大阪の伝統と革新がうみだす世界的なブランド・ストリート～歩いて楽しめ、24時間稼働する多機能エリアへ」ということで定めてございます。スクリーンの一番上の青くなっているところでございます。このビジョンの実現に向け、さらにゾーンごとの将来像と誘導方策をまとめましたものが、お手元にお配りさせていただいております資料1－2の「中間とりまとめ」でございます。

この「中間とりまとめ」につきまして概略をご説明させていただきます。前のスクリ

ーンをご覧ください。

今回検討を行いますエリアといたしましては、前のスクリーンにございますように、①淀屋橋から本町間の沿道、それから②本町から長堀間の沿道、それから③御堂筋周辺、④といたしまして長堀から難波の4地区で区分してございます。

まず、①の淀屋橋から本町間の沿道につきましては、業務地としてのブランドや大阪の上質な歴史、文化が集積した風格ある都市景観といった強みを活かし、業務を軸としつつ、にぎわいの積極的な導入などによりまして、さらなる魅力を創出することをめざし、「上質なにぎわいと風格のあるビジネス地区」をゾーンの将来像として定めてございます。

誘導方策といたしましては、オフィスビルの建て替えを促進するため、良質なオフィス空間の確保、複合用途への対応が可能となるような高さや壁面といった形態制限等の緩和、上質なにぎわい施設の導入促進を図るため、容積ボーナス制度や既存ビル等への経済的なインセンティブ制度の創設、まちなみの統一感を継承するとともに、ヒューマンスケールなまちなみの誘導といたしてございます。

次に、②の本町から長堀間の沿道につきましては、空間的な落ち着きや、時代のニーズに合わせて表情を変えます多機能な複合空間であるという強みをさらに活かしまして、都心の多様性、多機能化といった時代のニーズに合わせた特色の発揮をめざし、「特別な時間を愉しむことができる落ち着きのある複合地区」ということをゾーンの将来像として定めてございます。

誘導方策といたしましては、オフィスビル等の建て替えに関しまして、立体的に用途を規定する手法を活用した高層部へのビジネスサポートとしてのグレード感のある賃貸レジデンスの誘導、低層部への高級なにぎわい施設の積極的な誘導、それと、高級なにぎわい施設の導入促進のための既存ビル等への経済的なインセンティブ制度の創設、足元での高級なにぎわいと憩いのあるまちなみの誘導といたしてございます。

また、①、②の両地区に共通する仕組みといたしまして、よりきめ細かな用途誘導、デザインの誘導のための第三者委員会の設置、あるいはエリアマネジメントの実現といったものを検討するということといたしてございます。

次に、③の御堂筋周辺につきましては、業務機能が集積しておりまして、大阪の上質な歴史や文化が残るまちなみと回復傾向にある都心居住の強みを活かしながら、土日の充実と回遊性の向上をにらみまして、「船場スタイルとしての職・住・遊近接型のコン

パクトな街」というものをゾーンの将来像として定めてございます。

また、④の長堀から難波につきましては、大阪・関西を代表する集客・観光資源と活力ある多様な商業が集積します強みを活かしながら、商業地としての新たな魅力の充実、創出を図るため、「大阪を代表する活力ある集客・観光拠点」というものをゾーンの将来像として定めてございます。

「中間とりまとめ」につきましての説明は以上でございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、「中間とりまとめ」につきましてはパブリックコメントを12月17日より平成25年1月24日までの予定で実施をさせていただいております。その後、いただきましたご意見を踏まえまして、専門部会におきまして最終の取りまとめを行い、本審議会にご報告をさせていただきたいと考えてございます。

「御堂筋の活性化に関する検討調査」についての説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○角野会長 ただ今の報告案件につきまして、これは本審議会の議案ではございません。

ございませんが、もし何かご質問等がございましたら、お伺いいたします。いかがでしょうか。

はい、上甫木委員、お願いします。

○上甫木委員 1つだけちょっと確認をさせていただきたいというか、教えていただきたいんですけども、沿道部分については商業、業務系を中心ということで、それから、その周辺が職と住といったような形になっています。その中で住というんですかね、住居エリア、あるいは、平たく言うと、マンション等について、要するに、沿道地区では住空間に関しては基本的には排除して、いわゆる商業業務に特化するというような考え方でいってるんだらうなという気はするんですけども、住空間のどこまで、マンションとか、そういったようなものをにじみ出すという、許容するのかといったような、そのあたり、考え方についてちょっと確認をさせていただければと。

○角野会長 ただ今のご質問につきまして、幹事から何かありましたら、お願いします。

○幹事（寺本） お答えいたします。

お手元の資料1－1の裏面になるわけでございますけども、冒頭ご説明させていただきましたように、エリアを今回4つのエリアに分けてございます。現在、特に今回、専門部会でご議論いただいている中心となるのが①の淀屋橋から本町間、それから②の本町～長堀間、これを特に中心にご議論いただいているというのが現状でございます。

専門部会のご議論の中では、①の淀屋橋から本町間につきましては、「上質なにぎわいと風格あるビジネス地区」ということで、基本的には住空間はここには設けないという方向でご議論をいただいているところでございます。

②につきまして、本町～長堀間につきましては、先ほどもご紹介させていただきましたように、基本的にはビジネス、業務、商業でございますが、低層部ににぎわい機能を設けるとするのは北側と同じで、あわせて立体的な用途規定を設けまして、グレード感のある賃貸レジデンス、ここに賃貸型の住機能を誘導して、冒頭申しました24時間のまちづくりというものを誘導していくような仕組みを入れてはどうかということで考えてございます。

あと、それ以外の船場地区等につきましては、当然、現在も、先生ご指摘のように、マンション等建ってきてございますし、船場スタイルということを十分活かしながら、職・住・遊を複合した機能を誘導していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○角野会長 よろしいでしょうか。はい。

ほかにご質問いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○角野会長 それでは、引き続き専門部会で議論いただきたいと思います。

それでは、次の報告を受けてまいります。

「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案」でございます。

「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について」及び「東部大阪都市計画道路の変更について」、幹事より報告を受けてまいりたいと思います。

○幹事（寺本） それでは、報告案件2つ目といたしまして、「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について」ご報告をさせていただきます。

まず、初めにお手元資料のうち、「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の概要」と記載しております資料2及び前のスクリーンを使いましてご説明をさせていただきます。

今回の変更は、平成16年4月に策定されております現行の「大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、いわゆる都市計画区域マスタープランに定められました主要な都市施設の整備の目標年次が平成22年ということになってございまして、これを迎えたということ、それと、都市再生緊急整備地域のうち、都市の国際競争力の強化のため、

大阪駅周辺地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域の2地域が、平成24年1月に特定都市再生緊急整備地域に指定されたことなどを踏まえまして、変更するものでございます。

都市計画区域マスタープランに定める事項といたしましては、都市計画運用指針の規定に基づきまして、「第1章 都市計画区域マスタープランの概要」「第2章 都市計画区域の特徴」「第3章 土地利用に関する方針」「第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針」及び「第5章 都市魅力の創造」の以上5点に関しまして、都市計画の基本的な考え方を定めるものでございます。

都市計画区域マスタープランは、本市の基本計画であります「大阪市総合計画」と整合を図るとともに、国の計画であります国土利用計画や大阪府の関連する諸計画とも整合を図っていくものとされてございます。

今回の都市計画区域マスタープランの目標年次につきましては、平成32年ということで定めさせていただいております。

「第2章 都市計画区域の特徴」といたしまして、大阪府により推計されました平成32年の定住人口及び生産年齢人口を平成22年と比較いたしますと、定住人口で約7万人、生産年齢人口で約15万人、それぞれ減少するという予測がなされてございます。

また、土地利用の状況につきましては、平成10年と20年とを比較いたしますと、商業業務施設用地等が129ヘクタール増加している一方で、工業用地が313ヘクタール、農地が30ヘクタール減少してきているという状況でございます。

こうした特徴を踏まえまして、「第3章 土地利用に関する方針」や「第4章 都市施設の整備及び市街地開発事業に関する方針」を定めることといたしております。

今回の都市計画区域マスタープランにおきましては、「第5章 都市魅力の創造」の都市再生に関する方針につきまして特に見直しをしております。民間都市開発事業を促進するため、地域整備方針に即しました都市の再生を目的といたしまして、都市再生緊急整備地域におきまして、都市再生特別地区を指定することとしており、本市では現在、「心斎橋筋一丁目地区」をはじめまして、昨年度に都市計画決定いただきました「難波五丁目地区」及び「今橋三丁目地区」まで、計14地区をこれまで指定しております。

都市再生に関する方針といたしましては、既存の都市基盤のストックを活かしつつ、幅広い雇用を創出していく拠点を形成することで、関西の都市再生を牽引する国際競争力の高い中枢都市機能の集積をめざしていくこととしております。

また、平成24年1月に指定されました、先ほどご紹介させていただきました特定都市再生緊急整備地域といたしまして、「大阪駅周辺地域」におきましては、海外からの企業、人材の受け皿といたしまして、さらなる都市拠点化を推し進め、国全体の成長を牽引する都市・大阪の中核として、より一層強力な国際競争力を有する地域の形成をめざしてまいります。

あわせて、「大阪コスモスクエア駅周辺地域」におきましては、環境やエネルギー分野の企業集積を進めるほか、インテックス大阪を中心といたしましたMICE機能や阪神港、関西国際空港等の物流・人流機能の活用を通じた成長著しい南・東アジアとのビジネス交流・交易拠点の強化を図ることといたしております。

なお、本都市計画区域マスタープランの都市計画決定権者は大阪府知事でございます。平成25年1月に案の縦覧、2月に開催予定の大阪府都市計画審議会でご審議されるという予定でございます。

続きまして、「東部大阪都市計画道路の変更」につきましてご報告申し上げます。

当案件も東部大阪都市計画といたしまして大阪府知事により都市計画決定されるものでございまして、本審議会において審議されるものではございませんが、路線の一部が大阪市域にかかっておりますことから、本審議会にご報告させていただくものでございます。

お手元の「大阪府都市計画審議会における大阪市関連議案について（報告）」と記しております「東部大阪都市計画道路の変更について」という資料3をご参照いただきまして、前のスクリーンでご説明をさせていただきます。

大阪府域におきましては、平成23年3月に「都市計画（道路）見直しの基本方針」が策定されておまして、府下の各市を対象に順次見直しが進められているところでございますが、本案件は守口市に関連する東部大阪都市計画道路の「3・5・209-19号土居駅高瀬線」の廃止に関するものでございます。

当該路線につきましては、大阪市旭区清水五丁目の一部を含みます延長1,050メートル、車線数が2車線、幅員12メートルの路線で計画されておりますが、大阪府の見直しの基本方針に基づきまして計画の必要性等を評価した結果、現道で交通処理が可能であるということなどを理由といたしまして、廃止候補とされているものでございます。

この土居駅高瀬線の都市計画変更につきましても、来年2月の大阪府都市計画審議会でご審議される予定になっております。

報告案件につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○角野会長 ただ今の報告案件も審議会の議案ではございませんが、もし何かご質問がありましたら、お受けいたします。いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○角野会長 ご質問がほかにはないので、これで審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉会 午前10時36分

大阪市都市計画審議会委員 嘉 名 光 市 ⑩

大阪市都市計画審議会委員 寺 戸 月 美 ⑩